

返戻金制度について

当社は、返戻金制度を設けております。

但し、該当するには下記の項目を満たす必要があります。

当社の紹介により、無期雇用で就職したものが自己都合により早期に退職した場合

1.自己都合により 3 ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料の 50%を返還する。
--

2.自己都合により 6 ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料の 20%を返還する。
--

詳細は、契約書及び覚書等の定めをご確認ください。

尚、有期雇用に関する手数料については返戻金の対象外とさせていただきます。

2019 年 5 月 1 日



株式会社 富士ワークネット

有料職業紹介許可番号

13-ユ-010083